#### 新型コロナウイルス感染症関連情報(4月21日)

# <トピック>

【査証免除プログラム(VWP)を利用して米国に短期滞在する外国人渡航者向け,滞 在許可期間の延長について】

【医療関係情報】個人で予約可能な COVID-19 の PCR 検査, インターネットによる遠隔医療診療

【ロサンゼルス郡公衆衛生局による,新型コロナウイルス感染症関連の日本語情報】 【来館時のフェイスカバー(マスク等)の着用や検温実施等について】

【査証免除プログラム(VWP)を利用して米国に短期滞在する外国人渡航者向け,滞 在許可期間の延長について】

4月17日、米税関・国境警備局(CBP)は、査証免除プログラム(VWP)を利用して米国に短期滞在する外国人渡航者(ESTA取得者)に向け、滞在許可期間の延長(Satisfactory Departure)に関する案内を発表しました。主なポイントは以下のとおりです。手続きに際し御不明な点がある場合は、米国当局にお問い合わせ願います。(1)CBPが、VWP渡航者からの申請に基づき、新型コロナウイルスに関連した渡航制限、フライトの欠航、発病により米国から出国できない事情があるとして「Satisfactory Departure」を認めた場合、滞在許可期間の満了日からさらに最大で30日間の滞在延長が可能。

- (2)「Satisfactory Departure」を希望する VWP 渡航者は、パスポート番号を用意して以下に連絡すること。
- ・米税関・国境警備局(CBP): 入国空港または Deferred Inspection Site のオフィス (入国空港) https://www.cbp.gov/contact/ports

(Deferred Inspection Site) <a href="https://www.cbp.gov/contact/ports/deferred-inspection-">https://www.cbp.gov/contact/ports/deferred-inspection-</a> sites

- ・米市民権・移民局(USCIS):コンタクトセンター
- (コンタクトセンター)https://www.uscis.gov/contactcenter
- (3)注意
- ・原則、「Satisfactory Departure」の申請は滞在許可期間が満了する前に行なうこと。
- ・(滞在延長許可なしで)滞在許可期間を超えて米国に滞在した場合, 今後, VWP を利用した渡航ができなくなるほか, 米国の法律に基づく追加的な処罰の対象となる可能性があります。
- ・詳細につきましてはCBPのサイトをご確認ください

https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/cbp-offers-flexibility-

### departing-visa-waiver-program-travelers

# 【医療関係情報】

◎ CDC は、新型コロナウイルスの典型的症状として「熱、咳、息切れ」を挙げています。これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、 医療機関の指示に従って受診してください。

https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html

- ◎ 個人で予約可能な COVID-19 の PCR 検査について 南カリフォルニアの以下の各郡は、個人で予約可能な Covid-19 の PCR 検査を開始 したことを案内しています。各郡で対応が異なりますので、詳細情報は居住している
- 各郡のホームページをご確認下さい。
  ・ロサンゼルス郡: ロサンゼルス市は、ロサンゼルス郡および CORE(Community Organized Relief Effort)と協力して、ロサンゼルス郡の住民で発熱、咳、息切れなどの症状がある人のみを対象として無料の COVID-19 検査を提供。COVID-19 症状

のある人は、当日または翌日の予定を予約可。ウエブサイトで日本語予約も可能。

https://lacovidprod.service-now.com/rrs

リバーサイド郡:電話(800-945-6171)予約が可能。

https://countyofriverside.us/NewsHighlights/TabId/96/ArtMID/487/ArticleID/447/ Third-drive-up-COVID-19-testing-site-opens-in-Riverside.aspx

・サンバナディーノ郡4月20日より、電話(909-387-3911)やウエブで予約可能(現時点では、指定日、指定場所のみ)

http://wp.sbcounty.gov/cao/countywire/

◎ インターネットによる遠隔医療診療(Telehealth)

米国内での新型コロナウイルスの感染拡大を受け、Telehealth が始められています。かかりつけの医療機関に遠隔医療診療について電話相談でご相談ください。当館ホームページ(以下リンク先)では、Telehealth を開始したカリフォルニア州医師免許を持つ日本人医師の情報等を掲載しています。情報収集の一助としてご活用ください。https://www.la.us.emb-japan.go.jp/itpr.ja/m03\_04\_00001.htm

【ロサンゼルス郡公衆衛生局による,新型コロナウイルス感染症関連の日本語情報】 ・新型コロナウイルス感染症関連トップページ(英語)

http://publichealth.lacounty.gov/media/Coronavirus/

・安全維持のための在宅命令(safer at home order) よくある質問(日本語)

http://publichealth.lacounty.gov/media/Coronavirus/FAQ-SaferatHomeOrder-Japanese.pdf

・安全維持のための在宅命令(safer at home order) ビジネス向けよくある質問(日本語)

http://publichealth.lacounty.gov/media/Coronavirus/SaferatHomeOrderGuidanceBusinesses-Japanese.pdf

・手洗いの手順(日本語)

http://publichealth.lacounty.gov/media/Coronavirus/GuidanceHandwashingJapanese.pdf

・布製フェイスカバーに関するガイダンス(日本語)

http://publichealth.lacounty.gov/media/Coronavirus/docs/protection/GuidanceClothaceCoverings-Japanese.pdf

新型コロナウイルス 感染者向け自宅隔離ガイダンス(日本語)

http://publichealth.lacounty.gov/acd/docs/HomeisolationenCoVJapanese.pdf

・新型コロナウイルス 個人及び家族向けガイダンス(日本語)

http://publichealth.lacounty.gov/media/Coronavirus/GuidanceIndividualsHouseholds
-Japanese.pdf

・患者と密接に接触した方向け家庭内検疫ガイダンス(日本語)

http://publichealth.lacounty.gov/acd/docs/COVHomeQuarantineJapanese.pdf

### 【来館時のフェイスカバー(マスク等)の着用や検温実施等について】

- ◎当館では、以下のとおり領事窓口受付時間等を短縮しています。新型コロナウイルス感染症対策の一環として、緊急の案件以外は、ご来館時期を延期願います。
- 領事窓口の受付時間(月~金, 除<休館日) 午前9時30分から午前11時30分
- 電話相談(月~金,除く休館日) 午後1時から午後4時
- 〇 4月21日より、来館される方に対し非接触型体温計による検温を実施しています。体温が摂氏37.5度以上の場合には入館できません。体調のすぐれない方は、体調が回復されてからご来館願います。領事窓口のご利用にあたっては、マスク等の鼻と口を覆うフェイスカバーの着用をお願いいたします。待合室内が一定人数に達した場合、一時的に入室を停止し廊下でご待機いただく場合がございます。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。
- 詳細は以下リンク先よりご確認ください。

https://www.la.us.emb-japan.go.jp/pdf/200319AnnouncementOpenHoursJP.pdf